

【全人連に提出した要請書】

2021年2月4日

全国人事委員会連合会  
会長 青山 侑 殿

公務労組連絡会  
議長 桜井 眞吾  
日本自治体労働組合総連合  
中央執行委員長 桜井 眞吾  
全日本教職員組合  
中央執行委員長 小畑 雅子

## 地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに敬意を表します。

新型コロナ危機の中で、住民の命や暮らしを守るため医療や公衆衛生をはじめ自治体職員は最前線で奮闘しています。自治体の現場は感染拡大防止の最後の防波堤として職員の奮闘によって支えられていると言っても過言ではありません。

こうした中で、昨年の地方人事委員会勧告や報告は、多くが期末手当0.05月削減、月例給は据え置きとなり、現場職員の奮闘を全く評価しない内容でした。1月7日に緊急事態宣言が出されるなか外出や営業自粛のもとで、国民の生活や営業を守るためには、公務員含むすべての労働者の賃上げや最低賃金大幅引き上げ、あらゆる格差是正でGDPの6割を占める国民の消費を向上させることが必要です。

公務員の働き方でも新型コロナウイルス感染症に対する対応が求められ、医療や公衆衛生をはじめとする現場では人手が足りず、公務公共業務の拡充と職員の健康を守るために人員増が待たなしの課題です。

昨年4月から会計年度任用職員制度が始まりましたが、20年の地方人事委員会勧告を根拠に多くの会計年度任用職員の期末手当が削減されました。会計年度任用職員の多くは勤勉手当が支給されていない下での削減は処遇改善や均等待遇という点からも不当と言わざるを得ません。

昨年10月に郵政非正規労働者への均等待遇で画期的な最高裁判決がありました。また、21年4月から改正パート・有期労働法「同一労働同一賃金」の規定が中小企業でも適用されます。会計年度任用職員も「不合理な格差」是正、均等待遇に向けた改善を早急にすすめるよう人事委員会として勧告することが必要です。

以上をふまえ、第一線で奮闘する公務労働者の労苦に報い、良質な行政サービス・教育を提供するためにも、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

### 記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、

生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を改善すること。

2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに、比較対象企業規模を100人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当を廃止し基本給に繰り入れるとともに、初任給を改善すること。
4. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。
5. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について意見の申し出や勧告を行うこと。
6. 感染拡大防止のために異常な長時間過密労働が発生しているため、実態を把握するとともに健康確保措置を確実に行うこと。また、必要な人員の確保を勧告すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているか監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条3項の拡大解釈を認めず、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
7. 感染拡大防止の観点からも少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
8. 男女共同参画推進、女性の活躍推進の立場から、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充するとともに、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境を整備すること。
9. 会計年度任用職員等について、賃金をはじめ休暇制度など労働条件の改善、雇用の安定・均等待遇の実現などにむけて必要な対策の勧告を行うこと。とくに、会計年度任用職員制度については、期末手当の支給など正規職員との均等待遇確保を念頭に置いた賃金・労働条件の改善勧告を行うこと。
10. 定年年齢の引き上げにあたっては、生計費をふまえた所得水準を確保するとともに、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事委員会としての役割をはたすこと。
11. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、自治体財政難を理由とした賃金削減などによって労働者の不利益を生じさせないよう、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。

以 上